

## ドイツ航空交通法の概要（沖縄県作成）

### 1 ドイツ航空交通法の概要（米軍機への適用関係）

ドイツ航空交通法は、特別な任務の履行に必要である場合の一部条文を除き米軍機（NATO軍機）への適用が明記されており、ドイツ側の許認可権限、軍用機の賠償責任等も規定されている。

### 2 主要な条文の要旨

**第2条第7項** 本法律の適用地域で登録・許可されていない航空機は、許可を得た場合のみ飛行することができる。

**第12条第1項** 空港認可の際には、建設計画を決定しなくてはならない。計画では建築制限地区を決定するものとする。

**第2項** 空港認可後、建築許可の管轄官庁は、空港から一定範囲内の建築を航空交通官庁の合意を得た場合のみ許可することができる。

**第3項** 空港のより広い範囲は、構造物が制限を超える場合には航空交通官庁の同意が必要である。

**第13条**（建築制限区域の航空交通官庁による同意なしの認可について規定）

**第15条～第19条**（航空障害物の建設許可、許容高度内の建築物等の表示義務、着陸場等の認可、建築保護区域の公表方法等について規定）

**第26条** 特定の空域については、飛行禁止や飛行制限を行うことができる。

**第27条第1項** 危険物質や有毒ガス、核燃料物質等の航空機による輸送には許可が必要である。

**第30条第1項** ドイツ連邦軍及びNATO軍等は、それが特別な任務の履行に必要である限り、公共の安全と秩序に配慮の上で第12条、第13条、第15条から第19条までを除く第1章（第1条から第32d条）の規定とその実施のために交付された規則から逸脱することが許される。軍用飛行場の設置、変更には第8条の計画確定手続きは適用されない。空域での行動に対する規則は、それが国家主権に基づく任務の遂行のために余儀なく必要である場合にのみ、逸脱することが許される。

(注：沖縄県)

航空保安のための連邦監督局によると、航空交通法第30条第1項により適用除外となるNATO軍機は、ドイツ軍の規則に従う必要があるとしている。その規則は、MIL AIP Germanyとしてまとめられており、以下のアドレスに掲載されている。

[\(MIL AIP Germany\)](#)

MIL AIP Germanyには、低空飛行の高度規制等が詳細に規定がされている。

(上記「[MIL AIP Germany](#)」の中の「ENR 1.15 Tiefflug」が低空飛行に関する規定。(独・英語表記))

また、ドイツの米軍飛行場周辺自治体の首長によると、ドイツ軍はNATO軍機も含めた軍用機による騒音に関する苦情受付機関を設置しており、住民からの苦情等を受け付けるとともに、当該軍用機が規則等に違反していないかどうか調査を行っているとのことであった。

[\(ドイツ軍苦情受付機関ホームページ\(ドイツ語\)\)](#)

**第2項** 本法律の行政上の管轄は、ドイツ連邦軍の任務区域においては、NATO軍等の任務区域は、連邦国防省の規定によるドイツ連邦軍の部局がこれを行う。連邦国防省は、第2条第7項(無登録航空機等への許可)及び第27条(危険物等の輸送許可)を他の軍事航空機にも交付する。軍事飛行場については、第12条、第13条及び第15条から第19条までに関しては、ドイツ連邦軍の部局が航空関係官庁に代わって管轄する。

**第30a条** 連邦国防省は、法規命令により連邦参議院の同意なしに、私法の法人に、軍用機による空域の使用に関する任務の遂行の委託について詳細を定める権限を有する。

**第31b条第4項** (第27d条で定められた航空安全業務及び航空安全技術設備に対する費用の払い戻しについて、NATO軍機等についても同様である旨規定)

**第32条第1項** (連邦交通・デジタルインフラストラクチャー省が定める法規命令について、軍用機に対する適用に関する連邦国防省との合意につ

いて規定)

**第33条第1項**（軍用機の賠償責任については、第44条から第54条までの特別規定が適用される旨規定）

**第53条、第54条**（軍用機による損害についての賠償について規定）